

役員の変更等の届出

23頁……役員の変更等の届出

24頁……役員変更等届出書（規則別記様式第4号）

25頁……就任承諾書及び誓約書 様式例

26頁……役員名簿 様式例

役員の変更等の届出

(法第23条第1項、規則第5条)

- 法人は、役員が変更した場合及び役員の氏名、住所又は居所に異動があった場合には、変更後の役員名簿（2部）を添えて**役員変更等届出書（規則別記様式第4号… 24ページ参照）**を玉村町に提出しなければなりません。
- 役員の変更等の届出が必要な変更事項は、次の場合です。
新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所の異動、改姓又は改名
補欠の場合又は増員によって就任した場合は、その旨を付記してください。

◆ 役員が新たに就任した場合

この場合、届出を行う際に、任期満了と同時に再任された場合を除いて、次の書類を届出書とともに提出しなければなりません。(法第23条第2項)

- | |
|--|
| ① 就任承諾書及び宣誓書の謄本（コピー）… 25ページ参照 |
| ② 役員の住所又は居所を証する書面（条例第2条第2項の書面）……住民票（コピーは不可）等 |

◆ 役員が任期満了と同時に再任された場合

- ・ この場合にも、「役員変更等届出書」を提出してください。
- ・ 役員変更等届出書の変更事項欄は「再任」と記入してください。

● 変更事項の登記

- ・ 役員の変更等によって登記事項に変更が生じた場合は、事務所の所在地を管轄する法務局において、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、変更の登記をしなければなりません。

【役員変更等届出書（次ページ）の記載例】

● 役員補充による新任の場合

変更年月日 変更事項	役職名	氏名	住所又は居所
※○年○月○日 新任・欠員補充	理事 (又は監事)	○○○○ (氏名・住所は住民票どおり正確に記載します)	・・・一丁目2番地3

※ 変更年月日：前任者の辞任等の日の翌日又は役員選任機関で選任され、後任者が承諾した日のいずれか遅い日。

● 増員による新任の場合

※○年○月○日 新任・増員	理事 (又は監事)	○○○○ (氏名・住所は住民票どおり正確に記載します)	・・・256番地の4
------------------	--------------	---------------------------------------	------------

※ 変更年月日：役員選任機関で選任され、新任者が承諾した日。

● 役員改選による再任（又は任期満了）の場合

※○年○月○日 再任（又は任期満了）	理事 (又は監事)	○○○○ (氏名・住所は住民票どおり正確に記載します)	・・・三丁目5番2号○○マンション302号
-----------------------	--------------	---------------------------------------	-----------------------

※ 変更年月日：前任者の辞任等の日の翌日又は役員選任機関で選任され、後任者が承諾した日のいずれか遅い日。

年 月 日

（あて先）玉村町長

特定非営利活動法人の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

印

電話番号

メール

役員変更等届出書

次のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第23条 第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第23条 第62条において準用する法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第23条	}	の規定
---	---	-----

により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

変更年月日 変更事項	役職名	氏名	住所又は居所

注1 「変更事項」欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。

2 「役職名」欄には、理事、監事の別を記載すること。

3 改姓又は改名の場合には、「氏名」欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。

4 「住所又は居所」欄には、住所又は居所を証する書面により証された事項を記載すること。

5 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、以下の書類を添付すること。

(1) 当該各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

(2) 当該各役員の住所又は居所を証する書面

6 変更後の役員名簿については、2部（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により非所轄法人が届け出る場合は、1部）を添付すること。

7 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第52条第1項の規定に基づき所轄庁以外の関係知事に届け出る場合には、届出先の団体が定めるところによること。

年 月 日

特定非営利活動法人〇〇〇〇 御中

就任承諾書及び誓約書

住所又は居所

氏 名

印

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇の理事（又は監事）に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

法第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）に違反したことにより、又は、刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 五 暴力団の構成員等
- 六 第43条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者法第21条役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

法第21条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(備考)

住所又は居所については、群馬県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面（住民票の写し等）により証された住所又は居所を記載する。

(法第10条第1項第2号イ関係様式例)

役員名簿

.....年 月 日現在

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無

(備考)

- 1 「役職名」欄には、理事、監事の別を記載する。
- 2 「住所又は居所」欄には、住民票等により証された住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」欄には、報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記載する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければなりません（法第2条第2項第1号ロ）。